

第 2 回  
区政の透明性向上検討委員会

〔平成16年8月23日〕

(午後7時00分 開会)

委員長 ただいまから、第2回区政の透明性向上検討委員会を開催させていただきますと思います。

第2回目の議題について確認をさせていただきますと思います。

第1回は、議題(1)の区内部の調査結果に関する検証についての資料を事務局から説明をしていただきまして、いろいろご意見を皆さんにいただいたわけでございますけれども、本日は、この議題につきまして引き続きご意見をいただいて、問題、課題等の整理という形で進めていきたいと思っております。

事務局の方から何かございますでしょうか。

行革推進課長 本日の資料は、前回お使いいただきました資料を引き続きお願いしたいと思います。

それから、第1回の会議録につきましては、今作成の作業中で、事務局でチェックをしてから、委員の皆様へ近日中にファクスなりで確認をお願いし、なるべく早くホームページに上げたいというように思っています。

委員長 次に、この委員会は公開でということでございます、本日は、3人の方から傍聴申請がございます。それはよろしくございましょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、許可をするということになりましたので、本日に他に申請される方がいらっしゃいましたら、同じ形でやっていきたいと思っております。

それでは、傍聴の方にお入りいただいて結構です。

(傍聴者入場)

行革推進課長 本日、前回と出席者が若干変わっておりまして、契約事務改善検討委員会の委員長でありました収入役です。

収入役 よろしく申し上げます。

行革推進課長 それから、取りまとめに加わりました財政部長でございます。

財政部長 よろしく申し上げます。

委員長 それでは、会議次第に従いまして、本日の議題に入りたいと思っております。

本日も前回に引き続きまして、区内部の調査結果に関する検証についてご意見をいただきたいと思っております。

本日は、検討課題の整理をおまとめになりました収入役、それからご参加いただきました財政部長においていただいておりますので、前回細かい事実関係等々の確認等をさせていただきまして、それと、それも含めて、この報告書の内容について議論をしていきたいと思っております。

また、オブザーバーの方も、必要があれば、どうぞ自由に発言をなさっていただきたいと思っております。

それでは、ご議論をよろしく願いいたします。

委員 この間、その報告書から、だれが主体でだれがという、ちょっとよくわからないところがあるので、まず、この中のこれはどういうことですかというところからやりましょうという話でありましたよね。その辺のところから始めたらいかがでしょうか。

委員 12ページの基本方針を決めるときにどういう形で決められるかというのは我々はわからないものですから、例えば12ページの(1)のアのところにある問題点の上の部分ですけれども、こういうふうに1社による総合管理ではなくて、3つの業務に区分して発注することを決定した。これはどういうシステムで決定されるのかという、その辺

のところなんです。  
これは、全く個人というか、所管で決めることになるのか。あるいは、大きい区の政策決定というんですか、予算執行に関する調整会議か何かあるんでしょうけれども、そういうところで決めるのか。その辺のところを確認をしたいということなんです。

契約課長

まず、今回のケースの場合でご説明をさせていただきま  
すと、総合庁舎の管理をどうするかというところで、所管  
課と、あと施設課といたしまして、改修工事にあたっている  
ところ、それと、契約課の方で、まず現状の把握をいたし  
ました。そうしたところ、特に機械設備について、これは  
仕様書がすぐできないという問題がございました。改修を  
しているの機械と、また新たに一部改修工事とい  
うことで機械が変わるといふことで、なかなか仕  
様が書けない。どいういった形で保守をしていくのか  
まとめられないという問題がありました。

また、新たに警備受付業務、これについては、早急に契  
約をして準備を進めていかないと、1月6日の開庁にあ  
わせて人がすぐ動けるといふ状況はつくらなければい  
けないというふうなことがありまして、基本的には総  
管理が望ましいだろうという意見もあつたんですが、  
そういう実情からすれば、分割をせざるを得ない。

分割発注の方が今回のケースではいいだろうとい  
うこととせ、方向性を決めたとはいえ、これは正式な書  
面としてありますので、係長とかに聞いていただい  
ても、これは多分、決定の方法としては、口頭で上司  
の方にその方向を説明し流れて、了解をもらって、  
契約を3分割して発注したというふうな、調査結果  
としてそういう形になってござい

ます。  
ただ、こういった案件が必ずしもこういう形で契  
約を分割するとか、一緒にするとかという明確な基準  
というものが設けておりません。ですから、最初  
に予算計上する段階で明らか方向性が見えてい  
るものについては、そこで方針決定した上で予  
算がつけられてきて、契約依頼が来て、それ  
に基づいてやるわけなんです。こういう特別な  
ケースについては、関係所管との話し合いで現  
状に合った形の契約方法を選んでいくという  
のが現状でございす。ですから、政策決定  
会議等に諮って決めるという形はとって  
おりません。

委員

なるべく端的に、聞かれたことだけに答えて  
もらいたいです。例えば今のところと言  
うと12ページの(1)のAのところ  
で、「このため、平成14年10月下旬頃、  
総合庁舎の建物、設備等の維持管理業務  
について、1社による総合管理ではなく、  
「設備運転監視業務」、「警備受付等  
業務」及び「清掃業務」の3つの業務に  
区分して発注することを決定した」と  
書いてあるんだけれども、主語がない  
んです。この主語は何なのかとい  
うことがまず第1の質問なんだ  
けれども、だれが決定したか。

契約課長

契約課かなということなんです。

委

契約課が決定したという意味なん  
ですか。それで、さっきの話だと、  
上司に報告をしてという場合の上  
司はだれですか。

契約課長

総務部長、助役、区長になります。

委

総務部長と助役と区長。この3  
者に報告をして、了解を得て、  
そして契約課が決定した、こ  
ういうことではないんですか。

契約課長 はい。  
 収入役 収入役、何か。  
 委員 今この件に関連してなんですけれども、どういう形でそれを管理するのかということについては、これはその建物を管理する所管課がまず一義的には考えていく。ですので、今回のケースで言えば、これは庁舎管理課の方で、こういうような管理をしたいということをもまず第一に決めて、それを受けて、契約課の方で、では、具体的にどういうような契約方法をとるのかということを決定する。そういうことで、今回このケースで言えば、まず3分割をしたいというような所管課の意向があって、それを受けて、契約課は、それは今の状況ではやむを得ないという形で3分割で契約をした。ですので、それは契約課の方で、これはあくまでも総合管理がいいんだというように契約の判断があれば、それは契約の方で決定する、そういう形になっております。

委員 これは、設備運転監視業務というのは、主に空調関係ですか。

オブザーバー 設備運転監視というのは、いわゆるハード、機械関係の保守とか、そういう空調とか、電気とか、そういったところが主体になります。  
 あとエレベーターとか附帯設備、それから、自動ドアとか、建物自体の管理。  
 それから、この14年の10月の段階では、庁舎管理課というのはまだできておりませんので、このときは、建物のハード面の維持管理は施設課、それから、会議室の運用とかそういったところは総務課、それから、今回議題になっていきます清掃の業務ですとか、いわゆる財産管理、これは契約課の管財係という3つの所管でそれぞれ検討していきます。15年の4月1日に、庁舎管理課という形でそれを1つの組織にまとめたということです。

委員 そうすると、14年10月下旬ごろは、総合管理という概念がないんじゃないんですか。

オブザーバー 3つの課で所管をしていましたが、従来の施設規模と比べますと相当大きくなっていきますから、以前のような3つの課に分かれたばらばらではうまくいかないだろうということ、1つの課をつくる必要もあるし、ビル管理の委託としても、1本で出す考えもある。あるいはここに書いてありますように、種々の事情を考えると、分割の方が実態に合っているんじゃないか、そういったところが議論されていたという経過です。

委員 そうすると、契約の単位というものをどういうふうにするかということについて、現在もその意味で言うと、去年の契約の状況を踏まえてこれをそのまま持ってくるか、ある程度一緒にするか、また分けるかというような契約単位の決め方というのは、ルールみたいなものはあるんですか。それとも、これは契約課で……。

契約課長 これは、特に明確なものはございません。ただ、問題がなければ、従来どおりの形の発注という形になります。

委員 そのこのところの単位を決めるときには、これは今は契約課の方がある程度キャスティングボードは握っているということになるんですか。

契約課長 新規の場合についてだけです。

委員 これは、契約課そのものの権限というとおかしいですけども、各セクションで上がってきますよね。例えば業者選定であるとか何とかというのは、契約課独自に決められ

るものなのか。それとも、それぞれセクションで、例えば  
 エレベーターならエレベーターはこういう業者がいいとか  
 あるとかいうのは、それぞれのセクションが上げてくるも  
 のなのか、契約課が独自に見るものなのか。その契約課の  
 持っている権限はどのぐらいのものなのでしょう。

契約課長 基本的には発注は契約依頼が来ますので、それに基づい  
 て行っていきます。それに発注する選定業者を決める権限  
 というのは契約課が持っています。ただ、そこでは、  
 例えば事前に所管としてこういう業者とこういうやりとり  
 をしましたという情報はもらいます。それに基づいて、こ  
 ちらとしては、特に配慮すべきことなのか、必要ないとい  
 うことであれば、全くまっさらな状態、特別なものがあれ  
 ば、そこを考慮した上で業者選定を行うということです。

委員 例えばこの資料を見せていただいた中で言うと、委託契  
 約関係ではかなりの数がありますよね。この区の中で言う  
 と、公園からいろいろなところ、この単位というものは、  
 基本的には、前年の単位というものはある程度踏襲しなが  
 らやっていくという考え、新規のものがあつたら、それは  
 別個今のような形でやっていくというふうに理解してい  
 んですか。

契約課長 そうです。引き続いて行われているものについては、前  
 年と同じような形でのごくりになります。

委員 例えば、公園というのも、4つ5つあつた場合には、公  
 園総合管理とって、ぼんと一つにまとめるか、4つで分  
 けてやるかといった場合には、過去の流れの中で言うと、  
 4つに分かれているから、これは4つでずっといくとい  
 うような形になっていくんでしょうか。

契約課長 現在はそうです。

委員 それは、統合するか、どうかするかというのは、これは  
 契約課の仕事でもあるんですか。これは単位としてまとめ  
 た方が効率的だとか、こういうようなことをやっていくの  
 は、やはり契約課の業務の範囲なんですか。

契約課長 業務の範囲内です。それは、もちろん所管と相談しなが  
 らということです。

委員 問題を提起するのは所管が多いということになりますか。

契約課長 そうですね。

委員 従前と違う扱いをするということについては...。

契約課長 はい。

委員 そもそも役所としての認識をお聞きしたいんですけど  
 も、問題点に揭げられておりますよね。3分割したこと  
 について、適切な決定手続がとられていない。それからもう  
 ひとつ、当面の事情に重点が置かれて決定されている。今  
 の課長さんのご説明だと、現状に合わせて適切に決めた。  
 前向きな評価だったんですけども、この報告書では、ど  
 っちかということ、それがよくなかったんじゃないかとい  
 うことなんです、やはりわかりにくいですよ。これは、  
 役所としてはどういう判断、評価をされているのかを教  
 えていただけますか。

契約課長 まず、決定手続についてなんです、これだけの案件に  
 なりますと、きちんと書類で意思決定をすべきだろう。口  
 頭で内諾というふうな形の方針決定をするのは後からの  
 検証は難しくなりますし、書類としてやるべきだろうとい  
 うことです。

それと、総合管理なのか、3分割なのかというところ  
 については、これはもうちょっと議論してよかつたんではな  
 いか。将来的なことまで含めて、このところは総合管理と

委

員

いうことについて、もうちょっと深く検証してもよかったのかなということを書いてあります。

ということは、今の話で言うと、書類が残っていないで口頭で決定したということが、適切な決定手続がとられていないというお話のように聞こえたんですが、そうすると現在でも、この辺のルールというのは明確に決まっていないうふうに理解していいんですか。

要するに、これは口頭で打ち合わせをする程度のものなのか、これは書類でちゃんと残して決定手続をするというふうなものかのルールは、今においてもまだきちんと決まっていないうことなんですね。

契  
約  
委

課

長  
員

はい、そうです。

同じことなんですけれども、イの方のこれも前回同じように質問したので、多分答えは同じなのかもしれませんが、下から3行目ですか、「随意契約を行うこととし」、これもだれがという……。

それを同じように今右側の問題点の3番のところに、適切な決定手続がとられていなかったという、そういう指摘がされているんですけれども、この部分も説明は同じになりますか。

契  
約  
委

課

長  
員

そうです。同じです。

適切な決定手続がとられていないというのは、報告書の中に、随分ここにたくさん出てくるんです。そこで実際想定されている決定手続というのは一体何なのかというのは、ここからは見えないんですよ。それをどういう想定でお書きになったのかということとを教えてくださいたいんです。

収

入

役

この報告書で幾つか出てきている適切な決定手続というのは、本来役所としては、文書による決定手続をとるんだと、それが普通になっています。したがって、通常こういった案件について、例えば文書による意思決定手続をとるのが本来であろう。

ただし、先ほど申しましたように、現在これについては必ずやらなくちゃいけませんと、そういうようなものは当然決まっていますので、今回このケースで言えば、そういったものについては当然それは行われています。ただし、ここに例えば12ページ目のいろいろな点で問題点としてある事項、これらについて、必ず文書による決定を得るんだ、そういうような決まりがありません。

ですので、通常は担当者同士の話し合いで決まって、最終的には、例えば随意契約をとるかそういったものについては、当然それは随意契約の手続をとる。それは当然やられていますけれども、随意契約をしていいんだと、そういう意思決定についての手続がとられていない。

ですので、役所として本来文書によって意思決定をとるものについては、これは今回のケースで言えば、これは当然やられています。ただし、それらをいろいろなステップを経て最終的に意思決定をするんですけれども、その途中の段階での意思決定が行われていない。ですので、具体的にどういう形でそれを決めていったのかという、そういう経過がこの段階ではわからない。それは、恐らく担当者同士の中でそれぞれ話し合いの中で決められることだと。

ですので、それを最終的に確認する、検証する、そういうようなことが今回はなかなかできなかった。そういったものが幾つかありますので、それらについては、これは適切な決定手続という点でまとめて整理をしております。

委員 今のところで言うと、13ページの3、今問題になっている「平成15年度の「設備運転監視業務」及び「清掃業務」を見積合せにより行うことについて、適切な決定手続きが取られていない」という意味は、見積もり合わせをやらなかったのか、何が適切でなかったか。

収入役員 要するに、これは、こういうふうにするんだというふうで決定するのは書面で残っていないという意味なのか。そのこのところ、意味がよくわからない。

収入役員 そうのことです。

収入役員 要するに、中身の問題と手続の問題が物事にはすべてありますよね。中身は悪くはなかったけれども、手続が悪かったというのが、ここの報告書の中でのここかしこに出てくる、適切な決定手続がとられていないということの大体の意味なんですか。

収入役員 そうです。

収入役員 そうすると、中身は問題ではなかったんだけど、書面にしていないのがよくないというだけの話なんですか。

収入役員 それらを後で... ..

収入役員 検証できない。

収入役員 検証できない。

収入役員 この用語の意味はそういう意味なんですね。私は、何か中身がこうあるべきだったのに、それが十分やられていないということ、適切な手続がとられていないという意味なのかなと思ったものだから、では、適正な手続をどう想定しておられて、それが書いていないものだから不思議に思っていたんです。

収入役員 本来こうすべきであるのに、それがされていないから不適切だったというふうに書いてもらおうとわかりやすいのに、適正な手続がとられていないとだけ抽象論で書いてあるので、どういう意味なのかなと非常にわかりにくかったんだけど、ここは形式上の問題だけを言っておられるんですか。

収入役員 はい。例えば、その13ページ目の4、随意契約の理由が明確でない、これはあくまでも中身の問題です。ここで随意契約をするんだ、当然随意契約できる理由が幾つか決められていますけれども、その理由の検討が十分なされていないくて、これはあくまでも中身、内容の問題です。

委員 そうすると、随意契約するか、入札にするか、これの決定は何らかの書類で残すというような、今もそういうふうになっていないんですか。

契約課長 その決定は、例えばこれは随意契約でいきますよということであれば、随意契約の決定をまずライン決定はします。

委員 ただ、その書面に理由が書いていなかったということですか。

契約課長 その理由とライン決定はされています。理由を記載したもので、契約決定者までの決裁は受けている。

収入役員 このケースで言えば、随意契約できる理由というのが幾つか決められていて、今回、このケースで当てはめた理由というものが本当にこれに当たるかどうかという点についての検証、つまり検討が十分ではないだろう、そういうことをここでは指摘しています。

契約課長 今回このケースで言えば、この随意契約の理由というのは、何の理由でしたっけ。

契約課長 この理由は、従来このビルをやっていた業者に頼むことで、運転業務と清掃についてはスムーズにいくだろうということ、3カ月間だけつなぎでそこに随意契約をしたと

収入 役員 役員 随意契約できる理由は... ..。  
 委員 報告書に書いてありますよね。  
 委員 緊急の必要性なのかな。  
 委員 9ページにありますね。  
 委員 ですか、ですか。  
 契約課長 これは、性質または目的が競争入札にというものです。  
 前からやっていたということで、この建物についての当然基本的な知識があって、スムーズに機械の運転業務ができる。  
 委員 仕様がないから、仕様がなくてもできるということになると、ここしかないということでしょう。  
 契約課長 そうです。  
 契約課長 そんなに難しいのかな。  
 契約課長 やはり機械は相当難しいというふうに... ..。  
 委員 そんなことはないと思うけれどもね。エレベーターの管理なんて決まっているし、空調の管理だって決まっているし、電気設備だって、資格を持っている人がいればすぐわかるし、ここで言う仕様とは何を言っているんですか。何かマニュアルみたいなものですか。  
 契約課長 そうです。  
 契約課長 要するに、管理マニュアルみたいなものができていない。  
 契約課長 機械に関してのマニュアル。  
 委員 そのマニュアルはだれが作るんですか。業者ですか、役所ですか。  
 契約課長 役所が作ります。  
 委員 役所が徹夜してつくらなかつたから間に合わなかつたんですか。  
 契約課長 それと、先ほど言いましたように、改修工事も同時に進んでいたということで、その整合性をどうつけて書面にしていくか。  
 委員 改修工事なんて、計画的に改修工事をやるんだから、メンテナンスや管理のことを想定しながら改修工事はするんでしょう。改修工事をした後、メンテナンスのやり方を考えるなんていうのは、改修工事そのものがちゃんとできないよね。  
 契約課長 その仕様書作成に相当時間がかかるということは、こういう決定をしたというところでは大きな理由として出ています。  
 委員 その仕様書の決定に3カ月はかかる。3カ月間随意契約でやったということは... ..。  
 契約課長 そうです。3カ月丸々ではないので、その前の15年度当初からの見積もり合わせのための仕様書は2月にはでき上がっていますので... ..。  
 委員 そうすると、もしそうだとすると、今収入役がおっしゃった13ページの4の平成15年1月から3月の新栄不動産ビジネスとの清掃業務についての随意契約の理由が明確でないというんだけれども、今の話だと、理由は極めて明確なんじゃないですか。  
 ここは中身が問題だとおっしゃったんだけれども、今の話だと、要するに、改修工事と一緒にやったものだから、したがって、仕様書ができていなかった。したがって、前からやっているところなら、仕様書がなくてもできるからというんだけれども、改修工事をやったら、新しい条件が付加されているから、前のままでやっているところが仕様書なしでできるということがよくわからないんです。





も、分けた上で総合的にやるかとかかというふうなのが非常に基本的な大きな意思決定です。そうだとすると、今財政局長がおっしゃったのは、むしろそういうやつは、契約課なら契約課でちゃんと問題提起して、政策会議などにかして、そこで、言うならばトップが基本的な問題と認識して、きちっと組織的に決めて、それで契約課なら契約課に作業をおろすべきだったんじゃないかというふうな意味で理解してよろしいですか。

委員 そうするとだんだん理解できてくるんですけども……。

これは、いろいろと適切な手続きがいっぱいあって、これが、この報告書固有の問題なのか、それとも、実際お調べになっていた段階で、多分ほかのはどうなっているかとかというの若干はごらんになったんだと思うんですが、特に契約関係等々で、同じように先ほど契約課の裁量権が結構大きいという話がありましたけれども、契約課の裁量のもとの、不適切なという言葉が契約課長には大変申しわけないけれども、不適切なというところがあるのか。それとも、固有に見られるのかという印象はいかがですか。

収入役 今回この改善検討委員会は契約事務を調査しました。そのほかについては、今この段階では言いかねます。不明なところでは。

委員 例えば13ページのウの問題点のところ、「候補リスト」の作成方針について、適切な決定手続きが取られていない」と書いてあります。この作成方針は、そもそも次のとおりであると書いてあるんですが、まず大前提として、これはだれが決めた作成方針なのでしょう。

収入委員 これは、本来契約課が作成をするものです。契約課が作成をする。そうすると、こういう候補リストの作成方針を契約課がやることは適切だということですが。しかし、書面化されていないことだけが適切でなかったということなんです。

それとも、こういう見積もり合わせ参加業者候補リストなんていうのは極めて重要なので、これも契約課限りではなくて、契約課が問題提起するとしても、政策会議等で基本的な問題として、リストの問題だから、具体的な作業は政策会議で全部できないとしても、そういう基本的なことについては政策会議できちんと決めておくというふうな手続が望ましかったというふうな意味合いも含まれているのでしょうか。

収入役 いや、そこまではこの段階は含んでいません。あくまでも参加業者を決めるのは、当然これは契約の権限の中ですので、当然その権限の中で候補リスト、参加業者を指名する、そういったものをつくるに当たって、ただ単に決めるのではなく、当然それは作成方針が決められて、その方針に沿って参加業者がリストアップされる。

そうした際に、今回このケースで言えば、作成方針が、先ほど言いましたように、文書によってちゃんと意思決定がとられていない。これは、担当者の段階でこういうような作成方針でいきましようということが確認されて、それに従ってつくられてきた。ですので、契約課として最終的にこれでいきますという、そういうような意思決定手続をとっていなかった。

委員 からがここに書かれていますが、これはいろいろ後々から聞いたりして、からだとということがわかったのであって、文書化されていない。むしろ、こういうか

収 入 役 員 入 役 員 入 役 員 入 役 員 入 役 員

ら をきちんとして文書化して、これが作成方針なんだということ  
 がきちんとして文書で確認されておくべきだったという意  
 味なんですか。

作成方針そのものはありますけれども、それをいつ、ど  
 ういうような検討の中でそれを決定していったかというよ  
 うな手続といいますか、検討経緯がわからない。最終的に  
 作成方針というものは、ここで言えば から、これは当  
 然決められています。

決められているというのは、どこで決められているん  
 ですか。

契約課の中で決められている。

ということは、決められているということは、ずっと年  
 度ごとに決めていくものなんですか。それとも通年これで  
 基準はこういうふうになっているということに...。

これは、このケースで言えば、案件ごとに参加業者を選  
 定するに当たっての作成方針を決めている。

案件ごとの方針なんですか。ということは、これは一つ  
 のルールというのではなくて、案件ごとにこういう考え方、  
 方針を立てますということをして契約課の中でその都度つく  
 っていくということなんですか。

それに従って、参加業者をリストアップしていく。  
 でも、案件ごとに候補リストの作成方針が違うというこ  
 とになると、参加しようという業者というのは一体どうい  
 う準備をしたらいいんですか。しかもこのからは、従  
 来公表はされていないんでしょう。しかも、それが案件ご  
 とに決められるという話になると、共通の認識というか、  
 これははっきり言うと、ちゃんとした仕事をするとこ  
 ろなるべく安くやらせる、常にどの仕事でも、この2つ  
 ですね。

それを満すために、このからの基準というのがあ  
 ると思うんだけど、そうすると、どの業者も区の仕事  
 をしようとしたら、ちゃんとした仕事をやれるように自分  
 がする。そして、なおかつ、いろいろな努力をして、なる  
 べく少ない税金でちゃんとした仕事ができるように努力す  
 る。こういう努力をした業者が区の仕事をするべくするよ  
 うにするということが望ましいわけですよ。

もしそうだとすると、努力の目標を区の方でちゃんと透  
 明化して明らかにしておかないと、案件ごとに候補リスト  
 の作成方針が違って、しかも、今のお話だと、契約課の担  
 当者が案件ごとにつくるという話になると、担当者ごと、  
 年度ごと、案件ごとに常に候補リストの作成方針が違うと  
 いうことになると、それは書面化がどうこうとかいう以前  
 の問題ではないかという気はするんです。

そういう意味で、この適正な決定手続がとられていな  
 いというのは、中身の問題も含まれて表現しておられるの  
 かなというふうに思ったんです。さっき適正な決定手続が  
 とられていないというのは、すべて書面化の問題であるとい  
 うお話だったので、やや屋上屋を重ねる質問なのかもしれ  
 ないけれども、お聞きしているということなんです。

少なくとも、例えば私なんか業者だとしてしたときに、去  
 年こういうふうな方針でということ、それに向かって努力  
 したら、いや、今年は違う方針だなんて言われたら、ち  
 ょっとたまらんです。そういう意味で言うと、外部に公表  
 してもいいような方針というものはある程度決められてい  
 ないと、去年はこうだったけれども、今年はどうだった、  
 だから、今年も入れなかったのかということだと、これは一

体 どうやればいいんだという話になっちゃいますよね。

契約課長 基本的な指名の基準については、これは決定がされてお  
りまして、今回の資料編の9ページと13ページに分かれ  
ておりますが... ..

委員 これは、指名競争入札参加者選定における指名基準でし  
ょう。これは基準はわかるんです。だけれども、この基準  
の中で、例えば業者数は何社と決められていますけれども、  
その選定に当たっては、何十社という中から選定していく  
わけですよ。その選定方針が每期変わられるということ  
ですよ。

客観的なものが指数化されてこうですというならば、そ  
れはそれで、なるほどというふうになるんですけれども、  
方針が変わると、去年まではこうだったのに、今年からこ  
うだということ、今年の方針に合いませんでしたという話に  
なっちゃう。そういう意味で言うと、うーんという感じが  
するんです。

オブザーバー 基本的にこの種の規模の契約がどれくらいあるかという  
のは1つあります。毎年どれくらいあるかということと、  
それと今案件ごとにと申し上げたのは、例えばこのウのと  
ころで言えば、 、 、 ぐらいはそんなに変わらないと  
思います。

ただ、この案件とすれば、警備受付業務との重複指名は  
避けることというのは、これはプロパーな課題になると思  
います。というのは、ほかではこういうことが出てこない  
わけですから、そういう意味では、その都度加えていった  
り、特別なことを加えていくという意味では、案件ごと  
にと申し上げたんだらうと思います。

それからもう1つつけ加えたいのは、契約課の権限です  
と云っているところは、契約課のラインの権限ですという  
ことをご理解いただきたいんです。例えば契約候補リスト  
をつくるのは、当然契約係長が事務作業でつくるのは当然  
のことです。事務レベルでつくるのは当然のことです。  
一つ一つ課長がつくるわけはありませんので、それは当  
然のことなんですけれども、その後は、当然これの決定手  
続をとるとすれば、それは契約課のラインの話ですから、  
契約課長であり総務部長であり助役であり区長のラインで  
決定を受けるという意味でご理解いただきたいので、それ  
がすべて契約課長の権限であるということではないという  
ことです。そうでなければ、決定手続がおかしくなってい  
きますので、そこは契約課の権限と言ったときは、契約ラ  
インの権限というふうにご理解いただかないと、話がずれ  
てくることがあるかなと思います。

委員 この指定業者というか、この資料の7番目、16ページ  
になるんですか、これが清掃関係の契約対象事項というか、  
案件になるわけですね。そうすると、例えば1から50ま  
でのこの委託をする場合の基準として、このウの1から5、  
あるいは次の16年度はまたちょっと違っているんですけ  
れども、そういうもので一応統一的にこれをやっていたと  
いうことなんですか。

案件ごとということ、例えば清水社会云々については、そ  
れについての業者リストをつくる。2番目についてもつく  
る。そういうふう個別になるんですか。

契約課長 規模によりますので、委託については区独自につくって  
いませんので、東京都のランクを参考にしています。  
それで、例えば資料の21ページをごらんいただきたいん  
ですが、これは、3つの案件を処理するに当たって、同じ

方針を決めて、3つの指名競争入札を行っている形なんですけれども、こういったときに、極力ダブりのない形で、この候補の中で選定をしていくというふうな形でやっています。

ですから、同じような案件については、同じような方針でやっている。

委員 グループ分けしたような形でやっているわけですね。

私なんかからすると、この候補者リストの作成方針というのはかなり大きいものの感じがするんです。係長さんが決めて課長さんが云々というだけではなくて、もっと上のところまでの決裁というか、少なくとも確認をするということがあるのかなという感じがするんですけれども……。

委員 5つの項目については、決裁記録はない……。

契約課 決裁記録はございます。

委員 ありますね。この5項目でいきますという決裁は……。

契約課 これの決裁はないです。

委員 これは、一般的にはこういう選定項目の作成方針なり何なり、個別にという話が出ましたけれども、そのことなので、それは必ずしもラインとはいえず、どこかで決裁しているというものではないわけですね。

契約課 印鑑を押している形はとっております。

委員 何でこれがあるということがわかったんですか。

契約課 選定のリストのところに、こういう基準でこのリストはつくっていますというものはあります。

委員 この から を書いたやつが…… から を選定、作成方針にしましたというやつがあるんですか。

委員 選定リストごとにそういうものが書いてあるんですか。

委員 選定リストごとに、この選定リストの作成方針はこうですということが書いてあるわけですか。

契約課 事前のリストをつくるときに、そこに記載をさせています。

委員 そして、それが案件ごとに少し違うということになるんですか。

委員 選定リストを見ていると、方針がそれぞれに変わっているという意味ですか。

収入役 今回いろいろな形で調査をした段階で、こういうことではいきますというところの明確な基準がなかった。例えば今回で言えば、候補リストをつくるんだと。そのためには、当然作成方針を策定するんだ。そういうような決め方がないんです。あくまでも先ほど申しましたように、今決まっているのは、選定基準が決まっている。その基準をベースにして、それぞれ案件の段階で作成方針等を決めて、それでやっている。

ただ、それが、例えば契約金額が何千万円以上の場合には、必ず作成方針をつくって、その方針に従ってやりなさい、そういうような決め方が今の段階では決められていない。ですので、その都度その都度担当者、当然それは契約課のラインの中で決められていく。

今回ここで言えば、13ページ目の方の候補リストの作成の段階で、候補リストの作成方針はこれでいきましたというところについて、これは文書で残ってなくて、今回の調査で担当者にいろいろな形で聞いた段階で、この候補リストについてはこういう作成方針でやりましたということを改善検討委員会として確認をしていましたので、ここに書いてある。

ただ、これが文書に残って、ちゃんと決裁をとっていな

い。

委員 今契約課長から、案件のリストごとにこのリストはこうやって作り出したというのが書いてあるとおっしゃったけれども、それと今の収入役の説明との関係は... ..

契約課長 失礼しました。今工事案件が多くて、工事案件のときには書いて... ..

委員 工事案件には書いてあるけれどもと... ..

収入役 委託関係については書いていない。

委員 ですので、今の段階では、それが決められていない状況なんです。

委員 さっき収入役が、 から はあるんだけれどもとおっしゃったけれども、そうではなくて、聞き取りでこの件についてはこうだということがわかった、こういうことですか。

契約課長 初步的な質問で本当に申しわけないんですが、例えばで発注額と同程度以上の官公庁実績を有することとありますよね。最初はだれも実績がないんだけれども、実績があることを候補者リストに乗る前提条件にされちゃうと、幾ら努力して立派な会社を今からやろうとしても、永遠に乗りませんよね。このことについてはどう考えればいいのかということが1つ。

委員 あと営業努力が認められることとあるんですが、この営業努力というのは具体的には一体何なのか。その2つをご教示いただきたい。

契約課長 まず官庁実績については、これはかなり内部でも今問題になっています。このあたりで、新しい参入をかなり阻害しているということで、これについては、かなり見直しを今図っております。

委員 営業努力についても、これも頻繁に来て、ぜひやりたいというふうな意欲というところを見ていたということなので、これについてももうやめようということで、現在は選定の中から、ある程度官庁実績以外も含め、民間も含めて、どういった同等の実績があるかどうかというところは見ていますけれども、官庁実績のみということはやめております。

委員 そうすると、方針が案件ごとに決められるならば、この1年間は2番と5番はなかったにしても、来年、また2番と5番が復活することもあり得るような状況なんですか。

契約課長 要するにルールとして、ルールが明確化していれば、そういうことはないんでしょうけれども、ルールはその都度方針であるならば、1、2年したら、またこれに復活するということはあり得るわけです。

委員 要するに、今はそういう状態なんですかねということで

契約課長 そこについては、基本的に整理はしていかなければならないと。最低限の基準というものはつくっておく。この作業はやらなければいけない。

委員 以前は、例えば5番なんていうのは、契約課の裁量的な、1番から4番というのは、定量的というか、客観的に基準が見えるものですが、5番目というのは、客観的基準というものはよくわからない。我々から見てもわからないだろうし、区民から見てもわからないだろうし、そうすると、この5番の部分というのは、非常に裁量的なわけです。今までその裁量部分がかなり大きかったということになりますか。

委員 例えばこの件についてなのか、それとも、ほか一般も、例えば案件ごとにということは、5番が案件ごとにこれが

入っていた可能性というのはあるわけですよ。

契 約 課 長 あります。事実この調査の中で、そういったことでリストが一部変更になったりとかということもありますので、これの問題についてはかなり我々も問題視していますし、当然改善していかなければならない問題ということは認識しています。

委 員 問題点の候補リストの作成方針について、適正な決定手続がとられていないという意味は、書面になって残っていないということ以上に、内容的なルールというものは明確化していないということが問題だということなんでしょうね。そういう趣旨なんでしょうね。

収 入 役 報告書の本文で、24ページ目の段階で、指名業者の不透明な選定というところで、基準をもとにして別途策定方針を策定し、これに基づいて選定している。ただ、この選定方針が具体的かつ明確な方針になっていないということも含めて、指名業者選定に当たっての基準、方針等については、もう1回改めて検討する必要がある。そういうことをここでは指摘させていただいております。

委 員 全体的な話をして恐縮ですが、これは前回で私もお聞きしましたけれども、これは区民に公開されていますね。前回、私は感想を述べさせていただきましたが、読んでわからない。今非常に詳しい説明もありまして、だんだんわかってきた。言ってみれば、これは役所の反省文でありまして、今後こういう反省文に沿ってどういうふうに改善していこうかというところを区民が知りたいわけです。まずわからない反省文については、ここの委員会です話というのは、区としてもう1回まとめて、これをベースにされてもいいんですけども、区民にわかる言葉で書いていただけるのだろうかということと、もう1つは、いろいろ既に契約課長さんが、新規参入制限について撤廃を考えているという改善策も出ていましたけれども、この2番の官公庁実績ということを、これを読んだだけでは区民がどういう改善策を区がやっているかわからないわけで、そういうところ、もう既に芽生えている改善策、区としてはこういうことをすぐやっていますよということ区としてもPRすべきでしょうし、その辺のところはどうでしょうか。

もちろん、この委員会がこういう指摘をしてまとめるということも重要なかもしれませんが、区として少しでもわかりやすいものをもう1回説明するという意向はありませんでしょうか。

収 入 役 この報告書の内容について... ..。

委 員 そうですね。端的に言いまして... ..。

収 入 役 今回向上検討委員会の会議録は公表されるという予定になっていますので、その会議録の中で、具体的にどういった点が指摘されたか、それについてどういうような具体的な考え方、あるいは回答があったのか、その辺を区民にわかりやすいような形で整理をさせていただいて、それで理解してもらおう。そういう形をとっていきたいなと思っています。

委 員 今回の会議録という意味ですか。

収 入 役 はい。今回の会議録の中で、いろいろと委員の方から質疑が当然それは入りますので、それらについてのより明確なわかりやすいような整理の仕方をさせていただきます。

委 員 しかし、それは会議録を全部読まないとわかりませんか。丁寧な広報とは言えないわけですね。わかることから少

しずつ区民に情報を出していただければ、区民の関心も高まるでしょうし、今回の事件を生かした反省を区がやっているというPRにもなるのではないのでしょうか。

収入役 会議録の公開、それとあわせて、そこに出てきた問題と  
いいですか、疑問点を今度はこれは区という立場でもう1  
回改めて整理をして、説明していく。そういう形については  
検討させてもらいたいと思います。

オブザーバー 今回の関連なんですけれども、今おっしゃった点で、ここ  
に書いてあるものをよりわかりやすくするかという話のほ  
かに、例えば今契約課の方でこれは直そうとしていること  
については早く直した方がいいというご意見のように  
すべきことを早くした方がいいと... ..

委員 もちろんそうですけれども、それを知らせないと意味が  
ないです。

オブザーバー 知らせる点は十分そうなんですけれども、そういうこと  
で踏まえて考えますと、同様の契約というのは、これは来  
年もあるわけです。17年度契約も同じようにあるわけ  
です。そうすると、その手続というのは、3月までは待つて  
くれないということになりますので、そういう意味で言う  
と、来年度に向けてある程度チェックすべき点というのは、  
早目に洗い出しておいた方が来年度の契約に反映できると  
いう意味で言えば、ここでの議論も、そういうことも意識  
しながら進めた方がより実態的なのかなという感じは  
進め方の問題で、申しわけありませんが、そんな感じがし  
ました。

委員 それは重要なことで、それはおおむねいつごろまでに、  
あらあらそういう考え方が出れば、来年の契約に生かせる  
ことができるんですか。

委員 11月ぐらいまでで大体大まかに今までの問題のチェッ  
クをしていけば... ..

オブザーバー そうですね。10月とか11月ぐらいだと思います。

委員 デッド11月ぐらいですか。

オブザーバー デッドということはないですけれども、それぐらいまで  
に出ていけば... ..

委員 ある程度基本的な考え方が出て、それを少し具体化する  
時間ということを見ると、11月ぐらいということですか。

収入役 ちょうどこの報告書にありますように、平成14年の1  
1月とか12月ぐらいにこういう選定方針、具体的な作業  
が始まっていますので、そこに何らかの改善策を反映させ  
るとすると、今言われたようなところが一つの目安になる  
んです。

委員 東京都のランクというのを非常に重視されているみたい  
で、東京都はそれなりのいろいろな資料を集めてランクづ  
けをしているんだと思うんですけれども、多分東京都の  
ランクづけというのは、過去の実績というのをそれなりに  
重視している可能性はありますよね。  
その実績をどう考えるかというのはすごく重要な問題だ  
と思うんです。実績がないと不安なような気もするし、か  
といって、余り実績を重視し過ぎると、新規参入できない  
わけだし、では、実質的に大丈夫なんではないかという判  
断をどこでやるのかという問題がありますね。  
ただ、業者としての実績と、例えば新規の業者でもそれ  
についての経験、知識を有する人員をちゃんと確保してい  
れば、業者としては新規でもいいとも言えますよね。これ  
は役所のいろいろな規制立法でも、例えば人員としてこう



いう人がいないといけないとか、そういうのがあるわけですから、そういう意味で、ちゃんとした仕事をするとということはどう確保するのかというのは、目黒区ぐらいになると、必ずしも東京都に追随しなくても、独自の基準をきちんとしてつくるということも可能で、かえってほかがまねしてくれればいいというふうな基準をつくることは可能なんじゃないかという気がするんです。

契約課長 工事については、独自でランクづけまでやっています。ただし、委託になりますと、かなり業者数が多いのと、地域的にも相当ばらつきが出ています。目黒区内でのというのはほとんどありません。他区の業者になりますので、委託の業者のランクを区が独自につくるというのは、相当厳しい作業に実態としてはなるとい形です。

ただ、今度都内の自治体で共同で電子調達を導入するというので、共同格付を今やるということは動きはあります。あと必要に応じて、区の独自格付をする。

委員 共同格付をやるという前提には、区としても格付する能力がないと共同格付にならないですね。

契約課長 一定基準を設けていて、全部そこに登録した23区を含めて、そこで経営規模とか実態調査をして、それを統計的に処理したものでランクづけをしていくという形です。

委員 ということですねよ。そういう意味で言うと、過去の決算書とか、それから、過去の民間であれ官公庁であれ実績データとか、納税証明とか、こういうものでの健全性、こういうもので格付というのはある程度、これは東京都だってそんなに、経営指標をがっとならしているはずはないし、ある程度のところでやっている格付ですから、それは区としてある程度やる力を持って、それがほかの区と話し合いの中で共同格付になっていく話だと思っんです。

ですから、その意味で言うと、区としてある程度格付はこういうふうにやっていく。そして、客観的基準でこういうふうにする。その上で、新規参入がある程度開かれたような状態にしていかないと、最後の裁量的な範囲もなるべく狭めない、非常に透明性がなくなるというようなところで、一定の方向性というのは出てくるんじゃないんですか。

候補者リストの作成というのは、今さっきの鶏が先か卵が先かではないですけども、官公庁実績があることという、新規参入がまかりならぬというようにも読めますし

……。

オブザーバー 案件によって違うんだろうと思っんです。この程度の規模の案件だからが入っている。当然それ以下のものだったら入っていない場合もあるわけですから、そこで実績を積んで、長い時間かかっても実績を積んでくださいということですから、先ほど言った案件によってここは変わってくる。

委員 そのところは、むしろ前提となる基準みたいなのを具体的かつ必要十分な条件を決めて、それを全部公表して、これができる業者はみんな来いという形が一番クリアだと思っんです。

例えば今NPO法人というのができて、あと中間法人というのができたんですけども、中間法人は準則主義ですから、会社と同じですぐ設立できるんです。そのかわり、例えば有限責任中間法人なんかだったら、最低このぐらいのお金を積みなさいとかというのがあっんです。

その点、NPO法人はそういう基準がないんですけど

も、NPO法人なんかは今設立にうんと時間がかかるので、変なものがまじってくるからということ、役所の方でかなりいろいろな面接をして、ああでもない、こうでもないと言っているんです。本当はNPO法人なんかでも、もっと基準をきちっと決めて、当てはまるやつは準則主義でNPO法人にする。変なことがあったら取り消すみたいな形の方がよほどクリアなわけです。

登録業者でも、本当は登録の基準をきちっと決めて、登録さえしていれば、あとは入札に参加させて、それでちゃんとやるんだったらオーケー、そのかわり、基準をもしその時点で満たしていないということが発覚したら、さっと取り消して、二度と入札に参加させないとか、そういうふうなことは机上の空論なんではしょうか。

契約課長 それは、今これからの動きとしては当然その動きになっていきます。指名競争自体がかなり問題がありますので、なるべく制限つきで一般競争入札というのは、流れとしては...

委員 確かに、さっきおっしゃられたように、例えば5億の案件と5,000万の案件と1,000万の案件、このでかいところまで5億の案件についてどこにでもいいか、実績なしでもいいかと。そういうところは1,000万で1回実績をつくって、5,000万で実績をつくって、だんだん上がってきてくださいという趣旨だと思うんです。

だけれども、そういう趣旨のことが、逆に言うとルール化されているんですか。要するに、その都度方針で変わってくるとするならば、1,000万円案件でも、官公庁実績を有することに流れたら、これは...

委員 新規参入はだめということになる。

委員 だめという話と同じなんですよということなんです。

オブザーバー 私どもが作成に関する方針がないとかと言っているのは、文書で書いたものがないということです。役所として、こうやってペーパーでしっかりとって、こういうものがありますよというのがないということだろうというふうに思っています。

そこが弱いので、ないないと言っていますけれども、私たちが仕事をしているときには、それなりの説明をすることがなければいけませんので、当然あります。多分内規と言っているだけで、契約担当者はそれなりに持っているはずですよ。そんなめっちゃくちゃなことはしていないと思っ

ています。それから、この候補者リストの作成方針について言っても、例えば私が契約係長だとします。そうしたら、私も事務作業をしなくちゃいけませんので、最終的な決裁をとるのは、でき上がった参加者だけのことで決裁をとるかもしれない。区長決定なり助役決定なり、ただ、その際には当然自分が説明できるようにはしてありますので、その見積もり方針というのは当然持っています。

それは、係長レベルだけで持っている話、課長レベルと協議している話もありますし、もっと高いレベルでは、総務部長までお話をした上で持っているとかということはありませんので、そういうところがあって、確かにはっきり書いたものがないということは事実です。

委員 なるべくクリアにするということは、裁量の範囲というのがある程度制約的な形の中で、だけれども、現実にそういう5億と5,000万と1,000万というのは、当然質的に違うわけですから、それについては、当然ここからは

実績を踏まえた上でと、こういうのはいいと思うんです。  
それが、わかっていますと、多分わかっているでしょう。  
多分ではなくて、わかっているにせよ。だけれども、その辺のところははっきりしていなかったら、結局は、今回は実績基準になっておりますのでおたくはだめでしたとか、今回はこうだとやられちゃうと、そういう意味で言うと、裁量の範囲でああだ、こうだとやられているなというふうにしかな見えなくなりますよということなんです。

オブザーバー  
委員

それは、おっしゃることはよくわかります。  
行政手続法で、行政手続そのものを透明化して明確化して、ある期限に理由づけて、ちゃんといい、悪いの連絡をしなさいというふうにならなければならないから、今おっしゃったように、そういうものがちゃんとあるんだという話は非常に勇気づけられる話で、あるんだけれども、ある形にしていけないものだからないということになっているんだと。

そうすると、それはあるような形にまずするということが最低限やらなければならない。そうでないと、大方の人は、ちゃんとした基準をつくって、ちゃんとした仕事でやっているけれども、それが明確化されていないために、明確なものがないことになってしまっていて、そして、実は、あるはずの基準と外れたことをやった人が出てきたときに、それをチェックできないという問題が起きたということなんだと思います。

そこをどうするかというところをにらみながらどうするかということになるわけで、そのためには、ちゃんと区民やあるいは議会の方で、それから役所内部でも、それに対しての当否を論ずることができるよう明確化をする。文書化をして、しなくても、ちゃんと適時に開示して、そして、議論の対象にできるようにするということが必要なんじゃないかということだろうとは思っています。

オブザーバー  
委員

全くその点についてはそのとおりであると思います。その方が仕事はやりやすいのも事実ですから。

やりやすいですね。連続性も図れるし、それを、もちろん具体的なケース・バイ・ケースのいろいろな要素を一切考慮すると言ったら仕事が機械的になるから、それはそれで柔軟に、ケース・バイ・ケースで考慮すべきことは当然考慮するのがまた役所の仕事でもあるわけですから、しかし、それとルールを決めておかないということは、これはまた別問題だから、ルールを決めた上で創意工夫の発揮の余地を残しておく。残すよりも、生かせる装置をつくっておくということなんじゃないかという気がするんです。

委員

多分かわかるとは思うんですけれども、21ページに真ん中あたりに、「元区長室長の係わりについても」というところがありますよね。多分よくわからないという話になっていますから、それはそれでいいんですけれども、ただ話として、新聞などで言われているのは、ある時期、問題になっているビルシステムの顧問でしたっけ、何かされていたという話でしたよね。

気になるのは、業者選定をする場合に、区民の人が見ておかしいと思われないためには、そういう職員の人とか、何かかわりのある業者さんについては外すという何かのことはしておかないと、それはどこまで情報としてわかるかわかりませぬけれども、顧問をやっていたんだということ、後になってわかるということもあるんでしょうけれども、余り営利的なものにかかわらないようにという公

務員の倫理の問題から言っても、疑われるような形での取り扱い、これは外すようなことをしておかないと、という感じがするんですけども、区長室長さんについては、これ以上のことはわからないわけでしょう。今日はいいです。

委員 これは、報告書に実際に出て、この委員会ができる前にこの報告書をおつくりになっているので、これは基本的には中間報告的な意味合いでおつくりになったという形なのか。それとも、これは一応ここで打ちどめというとおかしいですけども、完結をしたというふうにお考えでおつくりになったのか。

収入役 この収賄に関連するものについては、これが最後の報告という形をとっています。

委員 だとすると、ここに指摘されたことの中で、既に実行に移されている問題提起はされていますけれども、実際実行に移されたとか、実際にこの部分を訂正、実際の運用上で現場で今までと変えたとかという部分というのはどこになりますでしょうか。

収入役 それは、この報告書の中には出ていませんけれども、先ほど指摘がありましたように、今回この調査を通しまして、区としてさまざまな問題点を把握した。それに基づいて、この向上検討委員会の検討を待つまでもなく、区として当然改善する事項、それらについてはやっていくことが必要だと、そのような点から、契約課の方としても、何点かについては、従来の方式を変えて、この適正化を図っている。それらの事項は何点かたしかあったと思いますので、その辺については、例えば広報するとか、そういうような形をとって区民の方にはその辺については明らかにしていきたい。

契約課長 まず、記録という点で、指名業者選定、かなりの件数がありますので、その選定理由、これを明確にした上で、必ず選定書の裏側に理由、これを記載した上で決裁を受けるという措置を現在とっております。

それと、来年度に向けて、当然やっていかなければならない改善点がありますので、これについては、今内部で、来年度に向けてどういう形で進めていくのか。同じことの繰り返しにならないような形で、できれば清掃等施設管理については、これは債務負担行為を活用しての複数年契約、こういったものができるか、現在検討しております。

あと、昨年設計で、低入札の例がございました。そんなことがありましたので、試行的に設計の中で、最低制限価格の導入とか、希望確認型、これは今まで工事案件でほとんど限定してきたんですが、そういったものをなるべく広範囲に適用していこうということで、試行という形で現在始めております。

委員 来年度に向けては、委託についても、このあたりにある程度導入は考えていかなきゃいかんと思います。

委託の場合の最低価格の決め方は難しいですよ。建築なんかと違って、実際、社会保険庁なんかでもそうだけれども、元職員の会社に何倍だとか、マスコミの報道だけでは具体論がないのでわからないんだけど、結構事務用品的なものなんていうのは、定価でもないけれども、標準価格的なものがメーカー希望価格と最近呼んでいます、あれが大体実際の実勢の2倍ぐらいのものがすごく多いです。

例えばスチール製の家具なんて、大体3倍ぐらいをつけ

てあります。それで、余り事情を知らない人が購入係なんかになって、半額に値切ったと威張っているんだけれども。大体半額ということでは50%ですから、3割ぐらいが普通の価格なので、そうすると、7割ぐらいは高く買っているということになるんです。

そういう意味では、委託の場合の最低価格というのは、労働者保護の問題なんかもあって、余りめっちゃくちゃなこない、深夜労働はさせられる、しかも、残業手当ももらえなないみたいなのにもなりかねないし、めっちゃくちゃな密度の高い労働を強いられるというふうなこともなるので、そういう一般的な労働者保護みたいなのは一方では考えないといけないけれども、他方、かなり価格競争に激しく入っているの、そのトレンドは踏まえた上での最低価格ということでは、本当に慎重に考える必要がある。余りそのところでは高い価格にならないように気をつけないといけないだろうとは思っています。

契約課長 結構役所とか大学とか、とんでもない高い価格で、値切ったと思って買っておられるところが意外と多い。

委員 3カ年ぐらいのまとめた契約ができれば、むちゃくちゃな数字は入れられないかなと。3カ年契約をすれば、3カ年それが続くことはまず無理なんじゃないかなと。赤字でやるような事態は避けられるかなと。

委員 難しい。だから、例の1円入札みたいなあれは、役所からすれば、当然税金を有効に使うわけだから、得なんだけれども、それが劣悪なものになる場合と、そうでなくて、向こうとしては別の広告的メリットがあるとか何とかもあるんでしょう。

委員 ブラックジャーナリズムなんかは、よく広告に、1面の裏に大銀行の広告が載ったたりしているんです。ほかに広告をとりにいくときに、何々銀行さんもこうやって出してくれていますというけれども、ただで載せているんです。それで、断れないからただならいいやとって、銀行が載せて、それでほかに広告をとりにいくことをやるんです。だから、1円でも何でも、うちは目黒区に入れていますという話になると、ほかで何件かとればいいんです。

それからあと、事務機器で言うと、例えばコピーなんかは、たくさんとってくれるところには、むしろ1カ月3万円払うから入れてくださいでもいいんです。そのかわり、紙代でもうければいいわけですから。だから、その辺のところを役所も今コスト意識が大分出てきてはいるんだけれども、民間と大分違うんで、そのところに通ずるといのが、精通するのは、まだその元年みたいなものなので、結構大変だとは思いますが。

委員 コンピューターだとかというと、ただ同然で入れるかわりにメンテナンス契約を結んでほしいと。そうすると、メンテナンス契約でももうけが出る。

1回機械だけ入れちゃうと、では、さようならというわけにはいかないもので……。

委員 1回それでデータ処理するのにみんながなれちゃうと、変えるに換えられないです。

委員 難しい問題はそこには多分あるので、それこそ、また個別な話になっていくのかなという感じもするんだけれども……。

委員 この場でも、ある程度今見積もりといたしますか、入札予定価格、これの決め方がある程度レクチャーいただかない

とまずいかなという気はするんです。

要は、今日の話の中で言うと、業者選定の問題がどうであつたのかという点の中で、いろいろこのところの後改善する余地がありまう問題の把握ができた。それから、さらには、予定価格そのものが一体どういう手続の中で決められているのか。この辺のところもレクチャーをしていただかないと、予定価格に対して最低入札価格とやらで決められていると、それに対して、安い値段がどうだとうだという話、その基準がまともでなかったらというところがあるんです。

入札価格はこういうふうな手続の中でという、入札をみんながやってくるのはやってくるんでしようけれども、要は、基準の予定価格をどういうふうに決めていっているんでしょうか。指名業者は、今日の話、こういう中で議論をいろいろ進めさせていただければありがたいなという気はするんです。

委員長

それで、前回も先生の方からご指摘がありまして、この報告書を見ても、1,800万円という価格で落ちた。そして、それは予定価格の3分の1であつたのでという話が出てきて、逆に言えば、予定価格というのはどうやって設定しているのかというようなことがご指摘を受けたし、それから、それが安過ぎたという話もあるんだろうけれども、また、次のときは2,800万で落ちていて、これはやっつけ価格なのかもしれないとなると、ここには具体的に当初の役所の見積もり価格が幾らだかということは書いていないんですが、3倍という5,000万というラインで、というのとは、これは非常に高過ぎたのではないかというところともあつて、今ご指摘があつたように、この予定価格をどう積算をするのかというところについて、我々はその方法を知らなきゃいけないだろうし、具体的に、このケースでいけばどうであつたのかということをやらなければいけないだろうなと。それを見ないと、今言った適正価格を出さないと、出さないというところも議論できないだろうなというのがあります、これをやらなきゃいけないかなと思つていっているんです。

今ここで出たこの報告書そのものから見られることというのとは、そろそろ議論が大体尽きてきて、前回もお話が出ましたとおり、裁判の判決が出て、裁判の判決の資料あるいは警察に持っているかたしてしまつていいる資料等を戻していただく。そうすると、もう少しより具体的な議論というのができるだろうなというふうに思う。

次回の予定が、実は9月17日というふうに1カ月後でございますので、前回と今回は非常に短い時間で、これはこの報告書について、この報告書だけを讀んで、見られるところからというように限定つきで議論をしてまいりますけれども、ここで、次回、そのところの見積もり等々の問題、あるいは具体的な資料が戻ってきたところとか、あるいは判決を見て、より具体的な議論をした上で、では問題点は一体何なのかというところの析出にだんだん話を持っていきたいなというふうに思つておりました、この2回についてこれはこれを議論するということが決まっておりますけれども、次回以降について、次回の日程は決まっておりますが、それ以降、これからどういふふうに進めていくかということにつきまして、この委員会でもまたちょっとこの後委員同士で議論をしたいと思つております。

同時に、次回は9月17日でございますけれども、どうしてこの問題をやっていく上では、いろいろな原資料が出てまいりまして、契約の予定価格の算出の方法だとか、ご説明をいただいて、具体的な数値を挙げていただかなきゃならない。

あるいは業者選定のときの基準の細かい状況、例えば法人の資産状況であるとかといったようなこと、あるいは判決などを踏まえた上で、先ほどラインの話も出しましたけれども、細かい、割と意思決定情報等々、こういうものはナキーパスな問題を扱わざるを得ないなと。これの議論を抜きのにしては先へ進めないだろうなという感じがいたしますのので、次回は、特に見積もりのところの差が余りにも大きかった問題を含めて、この見積もりがどうなっているのか、これを今後どうしてやったらいいのかというところを具体的なデータを出していただいてというふうな形で議論をしたいと思っております。

実は、これが、もともと本来は非公開資料でございますので、次回については、ここまでは公開でやってまいりました。ちょっと申しわけがないんですが、非公開で具体的な議論をするかどうか...。

委員 その辺のところは、別個、原則はこれは公開にすべきだと思いますから、その辺のところについての進め方は、また...。

委員長 もう1つは、小委員会をつくって、よりご専門の先生方に細かく見ていただくという形か、この後、委員同士の議論をして、それで決めていきたいと思っておりますので、公開、非公開も含めて、9月17日という日程は予定どおりで構いませんか。

委員 原則公開でいいんじゃないですか。  
委員 では、それはまた、その細かいところについては、小委員会をつくるりなり何なりという形で、具体的な形で細かくまた見ていただくやり方についても含めて、その結果を踏まえて議論をするというようなことも考えて、では、17日はやるという...。

行革推進課長 次回、お出しする資料についてなんですけれども、前回おっしゃられました原資料ということと、今お話のございおました予定価格の積算ですか、それから、場合によっては、原資料の中には、法人の資産状況とかが含まれるような、あるいは行政内部の意思決定の情報、いずれも非開示情報に当たるわけでございまして、そうした場合に、もちろんこの会議は原則公開でございますが、前回お出しした会議の公開の取り扱いにそうした非開示情報を扱う場合は非公開というふうな文言がございますので、その辺をごしんしゃくいただきたいというふうに思います。

委員 議論そのものは原則として公開をするけれども、資料を非開示に公開条例の中でなっているものも含めて、委員が言うならば議論の前提として調査をするというふうなことは当然必要だし、それをどういう方式でやるのかというその調査も、こういう委員会については、目黒区は公開方針でやっておられるということなので、基本的にそれで構わないし、部分的な非公開というのは、これは委員長の判断で議事整理していただければいいと思うんです。

次回全部非公開というのではなくて、公開して、ある時間帯、そういう非公式の資料を見る時間帯だけ非公開にするとか、あるいは調査に当たっては、これは調査だから、委員会の開催とはまた別なので、その機会は委員が持つと

委 員 長

かいうふうなことで、進行整理を委員会の後にやりたいということでしょう。

それも含めて、この問題もありますし、それから、効率的に進めていく上で、小委員会的なものをつくってやるかを含めて、委員会の運営方法について、この後議論をしたいと思いますので、委員会の方はこの時間で閉じさせていただきます。次回、9月17日に開催、今のところ、原則公開。

いずれにしましても、今日、それをどういう運営方針でやるかということを決めた上で、区報と、それからホームページでお知らせをするということで、今日中に決定をしたいと思います。

ということで、今日は、委員会そのものの本体の方はこれで閉じさせていただきます。と思います。

どうもありがとうございました。

(午後8時35分 閉会)